

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年8月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500451 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500075 号

第1 結論

請求者のA社における平成 20 年 12 月 10 日の標準賞与額を 29 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

A 社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。賞与の支払があり、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「20 年度給料明細表」並びに A 社が会計及び社会保険事務手続を委託していた会計事務所から提出された「総勘定元帳」及び「平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、請求期間に賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額（30 万円）より低い標準賞与額（29 万 4,000 円）に見合う厚生年金保険料（2 万 2,494 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、「20 年度給料明細表」及び「平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により確認できる厚生年金保険料控除額から、29 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 12 月 10 日の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 20 年 12 月 10 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500383 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500076 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社（現在は、B社）における昭和 44 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 44 年 9 月の標準報酬月額については、2 万 6,000 円から 2 万 8,000 円とする。

昭和 44 年 9 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 44 年 9 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から昭和 44 年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、昭和 42 年 10 月から昭和 44 年 9 月までの期間の標準報酬月額が下がっているが、当時、給料は下がっていないので調査してほしい。今回、資料として「給料賃金支払票」、「昭和 42 年分給与所得の源泉徴収票」及び「昭和 44 年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち昭和 44 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、請求者から提出された A 社の給料賃金支払票により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（2 万 6,000 円）を超える報酬月額（5 万 6,347 円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（5 万 6,000 円）より低い標準報酬月額（2 万 8,000 円）に見合う厚生年金保険料（770 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料賃金支払票により確認できる厚生年金保険料控除額から、2 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の請求期間当時の事業主は、既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納付について確認することができない上、B 社は、請求者の請求期間に係る資料を

保有しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納付については、不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち昭和 42 年 10 月 1 日から昭和 44 年 9 月 1 日までの期間については、請求者が保有する「昭和 42 年分給与所得の源泉徴収票」における社会保険料の金額及び「昭和 44 年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」における社会保険料控除の金額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも低い金額であることがうかがえる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。